

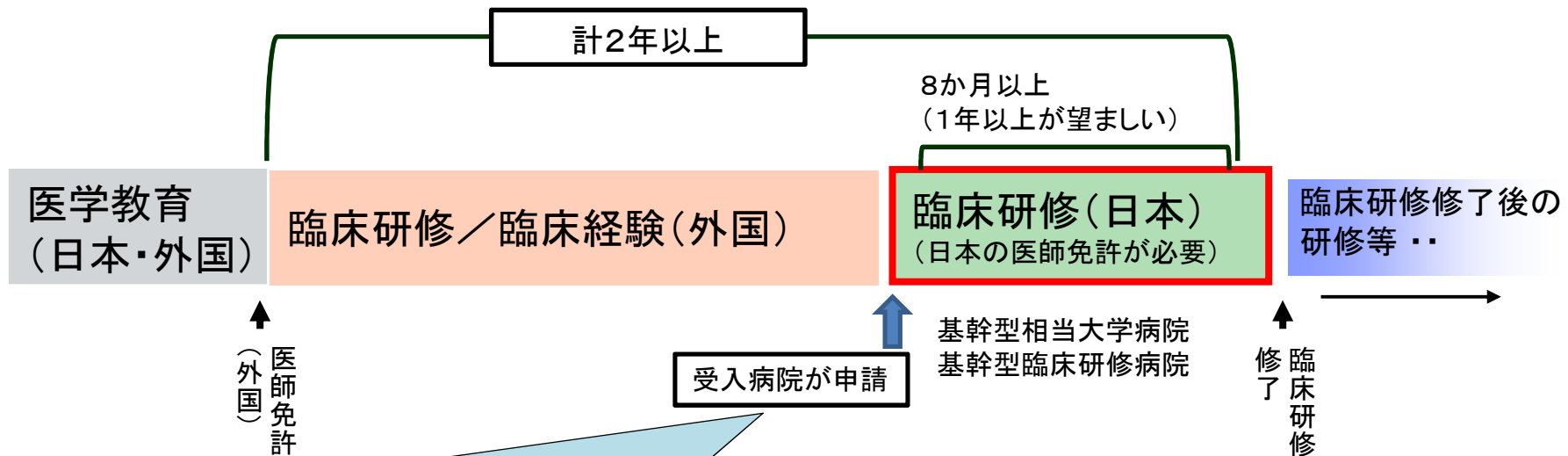
外国の病院における臨床研修の取扱いについて(案)

資料3

「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」
平成23年8月医政局長通知(一部改正平成28年3月30日)

【概要】

- 臨床研修を行った外国の病院を「協力型臨床研修病院」とみなすことができる。この場合、日本の受入病院が基幹型臨床研修病院となるが、基幹型臨床研修病院では少なくとも8か月以上研修を行うこととされている。
- 従って、受入病院は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める「8か月以上」の総合的な研修プログラムを作成する。



審査の概要

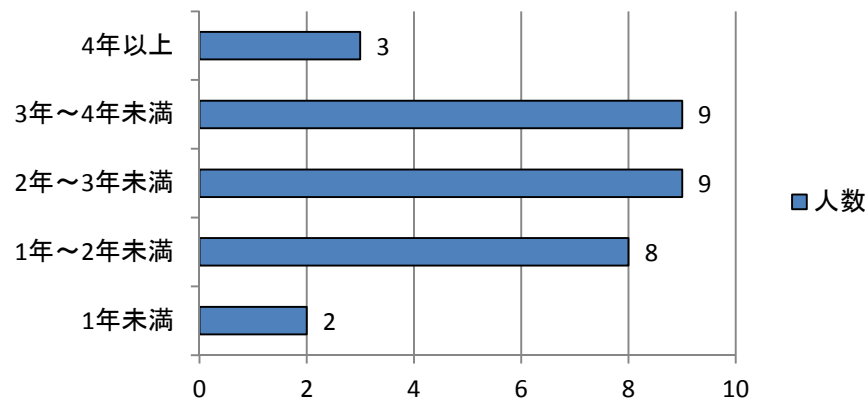
- 申請時期は、原則として、日本で臨床研修を開始する前とするが、受入予定がある場合には、早めに地方厚生局に相談すること。
- 臨床研修を行った外国の病院が、日本の「協力型臨床研修病院」と同等以上の研修環境を備えていること。
- 外国での研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより、臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること(必修診療科として内科6月、救急3月、地域医療1月の修了要件等を満たすこと)。
- 外国と日本での研修期間が2年以上であり、かつ、日本での研修期間が8か月以上であること(1年以上が望ましい)。¹

外国の病院における臨床研修を一部認定された医師について

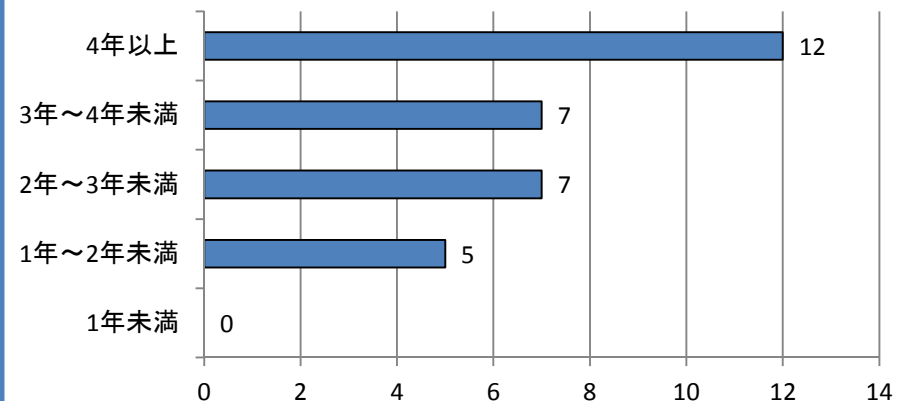
n=31 (平成29年2月時点)

- 研修国は11国(英国、米国、韓国、中国、米海軍※、豪、仏、伊、独、ニュージーランド、トルコ)。※米海軍横須賀病院
- 外国で2年以上研修を行った場合、及び、外国での臨床経験が2年以上の場合、日本での臨床研修期間は12か月以内に設定されることが多い。

外国での研修期間

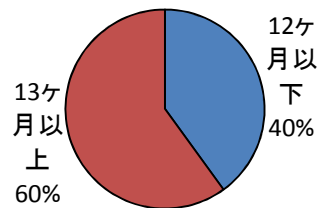


外国での臨床経験

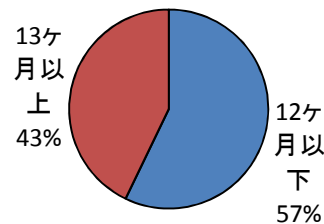


外国での研修期間別の日本での臨床研修期間

外国での研修期間が
2年未満(10人)

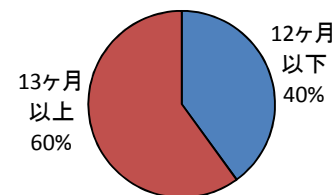


外国での研修期間が
2年以上(21人)

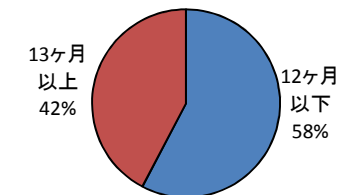


外国での臨床経験年数別の日本での臨床研修期間

外国での臨床経験が
2年未満(5人)



外国での臨床経験が
2年以上(26人)



外国の病院における臨床研修の一部認定の現状と課題

【現状と課題】

- ◆外国の病院での研修内容に関わらず、一律に8か月以上の研修を日本で行っているため、臨床経験に応じた研修期間を設定することができない。
- ◆外国の病院が、日本の基幹型臨床研修病院相当であった場合でも、協力型臨床研修病院相当とみなすこととなる。
- ◆保健医療2035において、世界の保健医療を牽引していくために、「グローバルな知見を持つ行政官・医療従事者・研究者の交流・育成を強化する」などの取組みが提言されている。

現行

- 外国の病院が、日本の基幹型臨床研修病院相当であった場合でも、協力型臨床研修病院相当とみなす

外国の病院を協力型臨床研修病院相当とみなす場合

→日本で8か月以上の研修が必須

- 受入病院は、外国での研修内容及び研修医の経験・能力を踏まえ、プログラムを設定し、申請する
- 厚生労働省は、提出された意見書等を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込めるプログラムであるか審査する

対応案

- 個々の研修医のニーズに合った研修を提供するため、外国の病院が基幹型臨床研修病院と同等以上の研修環境を備えていると認められる場合に、当該外国の病院を基幹型臨床研修病院相当として認定することとしてはどうか

外国の病院を基幹型臨床研修病院相当とみなす場合

→日本での研修は1か月以上とする

- 現行同様、受入病院(基幹型臨床研修病院)が研修医の経験・能力を踏まえ個別に判断し、プログラムを設定の上、申請する
- ただし、地域医療については、地域の特性に即した医療について理解し、実践することが重要とされるため、日本国内での研修を必須とする

外国の病院を協力型臨床研修病院相当とみなす場合

→現行どおり、日本で8か月以上の研修とする

◎臨床研修病院の指定の基準

(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 第6条 等)

(協力型の基準)

1	基本理念にのっとった研修プログラム	○
2	医療法施行規則に規定する員数の医師	○
3	必要な診療科の設置	
4	救急医療の提供	
5	必要な症例数(年間入院患者数3,000人以上)	
6	臨床病理検討会(CPC)の適切な開催	
7	必要な施設及び設備	○
8	患者の病歴に関する情報の適切な管理	○
9	安全管理体制の確保	○
10	研修管理委員会の設置	
11	プログラム責任者の適切な配置	
12	適切な指導体制	○
13	適正配置の観点からの適切な募集定員数	
14	適切な受入数	○
15	募集及び採用方法が適切	
16	適切な研修医の処遇	○
17	協力型として臨床研修を行った実績(24か月)	
18	協力型、協力施設又は大学病院との連携	
19	病院群での密接な連携体制の確保	